船橋市認証保育所事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育を必要とする児童が良好な環境で保育されることを目的に、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第59条の2第1項の規定により届け出がされた市内に所在する認可外保育施設のうち、良好な運営をしていると認められる施設を市長が認証することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、法及び次の各号に定めるところによる。
 - (1) 認証保育所 法第59条の2第1項の規定により届け出がされた市内に所在する認可外保育施設のうち、この要綱で定める要件を満たし、市長が認証した施設をいう。
 - (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
 - (3) 保育を必要とする児童 児童の保護者のいずれもが別表第1左欄に掲げるいずれかの区分に該当し、別表第1右欄に掲げる保育の利用期間において、認証保育所に月64時間以上、保育が継続して委託されている児童をいう。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。
 - (4) 乳児 年齢基準日において満1歳に満たない者をいう。
 - (5) 1歳児 年齢基準日において満1歳から満2歳に満たない者をいう。
 - (6) 2歳児 年齢基準日において満2歳から満3歳に満たない者をいう。
 - (7) 3歳児 年齢基準日において満3歳から満4歳に満たない者をいう。
 - (8) 4歳以上児 年齢基準日において満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 - (9) 児童 第4号から第8号までに規定する者をいう。
 - (10) 定員 市長が認証した定員をいう。
 - (11) 保育従事者 保育士及び保育士資格を持たない者で保育に従事する者をいう。
 - (12) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律(平成18年法律第77号。)第2条第6項に規定する施設をいう。 (年齢基準日)
- 第3条 年齢基準日は、保育の利用が開始された日の属する年度の初日の前日とする。

(事業内容)

- 第4条 認証保育所においては、次の各号により事業を実施するものとする。
 - (1) 保護者との直接契約により委託を受けて、保育を必要とする児童を保育する。
 - (2) 原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除き開所する。 なお、これ以外に休所する場合は、事前に保護者の理解を得るものとする。
 - (3) 基本保育時間として1日につき午前6時から午後8時までの間で11時間以上 開所する。なお、そのうち8時間を通常保育時間とし、個々の児童の保育時間は認 証保育所と保護者が協議して決めるものとする。
 - (4) 利用者の保育ニーズにより、延長保育、夜間保育、休日保育、一時保育等を実施することは本事業において妨げない。

(設置者の要件)

- 第5条 認証保育所としての認証を受けることができる者は、法人であって、次の各号の 要件を満たすものとする。ただし、第4号に掲げる要件にあっては、市長が必要がある と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
 - (2) 認証保育所を運営するために必要な経済的基盤があること。
 - (3) 認証保育所開始時点において、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業 所内保育事業又は法第59条の2第1項の規定による届け出がされた認可外保育 施設を6月以上良好な運営をしていること。
 - (4) 市税を滞納していないこと。
 - (5) 市の保育行政をよく理解して積極的に協力できること。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する法人は、認証保育所としての認証を受けることができない。
 - (1) 法人の役員等(役員の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (認証保育所の事業類型)
- 第6条 認証保育所は、認証保育所A型、認証保育所B型とする。

(認証基準)

- 第7条 認証保育所としての認証を受けることができる施設は、認可外保育施設指導監督 基準(平成13年3月29日付雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通 知「『認可外保育施設に対する指導監督の実施について』」(別添))のほか、次の基準を 満たすものとする。
 - (1) 認証保育所A型

ア 職員等

認証保育所A型においては、健全な心身を有し、児童の保育に熱意のある者を配置すること。また、最低限として、以下の職員を配置すること。

- (i) 施設長、保育士、調理員、嘱託医及び嘱託歯科医を配置すること。
- (ii) 施設長は、保育士若しくは保育所等(児童福祉施設、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、船橋市認証保育所又は認証保育所に移行した施設における移行前の認可外保育施設をいう。)に2年以上従事した者(年間240日以上、1日6時間以上の勤務をした者とする。)とし、常勤職員とすること。ただし、施設長が保育士でない場合は、主任となる保育士を常勤職員として配置すること。
- (iii) 認証保育所A型の通常保育時間において必要な保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、1歳児及び2歳児おおむね6人につき1人以上、3歳児おおむね20人につき1人以上、4歳児以上おおむね30人につき1人以上を配置すること。ただし、2人を下回ることはできないものとする。なお、必要な保育士数の算定方法は、各年齢の入所児童数を前記の年齢別保育士配置基

準数で除し、小数点以下第1位(小数点以下第2位を切り捨て)まで求め、これを合計し、小数点以下第1位を四捨五入したものとする。

- (iv) 通常保育時間外において必要な保育従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、1歳児及び2歳児おおむね6人につき1人以上、3歳児おおむね20人につき1人以上、4歳児以上おおむね30人につき1人以上を配置すること。ただし、そのうち3分の1以上は保育士とし、保育士は1人、保育従事者は2人を下回ることはできないものとする。なお、必要な保育従事者数の算定方法は、各年齢の入所児童数を前記の年齢別保育従事者配置基準数で除し、小数点以下第1位(小数点以下第2位を切り捨て)まで求め、これを合計し、小数点以下第1位を四捨五入したものとする。
- (v) 調理員は、定員40人以下の施設においては1人以上、定員41人以上の施設においては2人以上、定員151人以上の施設においては3人以上配置すること。ただし、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知。以下、「調理業務委託基準」という。)に準じて調理業務を第三者に委託し、施設内の調理室を利用して調理させる場合は、調理員を置かないことができる。

イ 設備構造等

認証保育所においては、その目的を達成するための必要な設備を設けること。また、最低限として、児童の保健衛生及び危険防止に十分な配慮がされた、以下の設備構造(採光、換気等を含む)を設けること。

- (i) ほふくをしない乳児を保育する場合は、保育室の面積を1人当たり1.6 5㎡以上、ほふくをする乳児(立ち歩きをはじめた乳児を含む。以下同じ。) 及び1歳児を保育する場合は、保育室の面積を1人当たり3.3㎡以上とす ること。
- (ii) 2歳児以上を保育する場合は、保育室の面積を1人当たり1.98㎡以上とすること。
- (iii) 乳児の保育室は、1歳児以上の保育室と区画されていること。なお、ほふくをしない乳児とほふくをする乳児を一の区画で保育を行う場合並びにほふくをする1歳児(立ち歩きをはじめた1歳児を含む。)とその他の児童を一の区画で保育を行う場合は、安全を確保すること。

- (iv) 2歳児以上を保育する場合は、1人当たり3.3㎡以上の屋外遊戯場を設けること。ただし、認証保育所の周辺にこれに代えることができる公園等がある場合はこの限りでない。
- (v) 乳児及び1歳児を保育する場合は、体調不良児が安静に過ごせる通常の保育室と区画された医務室又は医務コーナーを設けること。
- (vi) 調理室及び便所を設けることとし、保育施設として一体的な活用ができること。
- (vii) 便所は1歳児以上20人につきおおむね便器が1個以上設けられていること。なお、3歳児以上の幼児を保育する場合は、区画された便所があること。
- (viii) 調理室は、保育室及び便所と区画されており、定員に見合う面積及び設備を有し、衛生及び危険防止に十分な配慮がされていること。
- (ix) 保育室を2階以上に設ける場合は、児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「設備運営基準」と いう。)第32条第8号の規定を準用するものとする。
- (x) 認証保育所を設置する建物の管理者又は所有者、当該建物に居住している 住民及び当該建物の近隣に居住している住民等に対して本事業を行うことにつ いて事前に十分な説明を行うこと。

ウ 定員

定員については、6人以上とすること。

工 保育内容

認証保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことを特性とし、以下の事項を遵守すること。

- (i) 関係法令や設備運営基準第35条の規定に基づき内閣総理大臣が定める指 針に則って保育を健全かつ円滑に実施すること。
- (ii) 児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意すること。また、健全な心身の発達を促すため、健康状態、遊び、昼寝等につき、より個別的な配慮がされた保育内容とすること。
- (iii) 保護者と密接に連絡を取り合い、保護者の意向を考慮した保育を実施する とともに、保育内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。

才 給食等

認証保育所においては、以下の事項を遵守した給食を実施すること。

- (i) 施設内で調理された給食を提供すること。
- (ii) 献立はできる限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を満たす ものであること。また、食品の種類及び調理方法についても、栄養並びに児 童のアレルギー疾患等及び嗜好を考慮したものであること。
- (iii) 調理室、調理設備、調理器具・容器及び食器の衛生管理は、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付衛食第85号厚生省生活衛生局長通知「大規模食中毒対策等について」(別添))を参考に行い、細心の注意を払うこと。また、検食等を実施すること。

カ 非常災害

- (i) 収容人員(認証保育所に従事する職員の数及び児童の数の総数)が30人以上の認証保育所にあっては、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定に準じて防火管理者を定め消防計画を作成するとともに、同法第8条第2項の規定に準じてこれを届け出ること。
- (ii) 収容人員が30人未満の認証保育所にあっては、消防計画を作成しなければならない。
- (2) 認証保育所B型

ア職員等

認証保育所B型においては、健全な心身を有し、児童の保育に熱意のある者を配置すること。また、最低限として、以下の職員を配置すること。

- (i) 施設長、保育従事者、調理員、嘱託医及び嘱託歯科医を配置すること。
- (ii) 認証保育所B型の通常保育時間において必要な保育従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、1歳児及び2歳児おおむね6人につき1人以上、3歳児おおむね20人につき1人以上、4歳児以上おおむね30人につき1人以上を配置すること。ただし、そのうち2分の1以上は保育士とし、保育従事者は2人を下回ることはできないものとする。また、保育従事者(保育士を除く。)は市長の指定する研修を修了した者(以下「研修を修了した者」という。)とすること。なお、必要な保育従事者数の算定方法は、各年齢の入所児童数を前記の年齢別保育従事者配置基準数で除し、小数点以下第1位(小数点以下第2位を切り捨て)まで求め、これを合計し、小数点以下第1位を四捨

五入したものとする。

(進用)

第8条 第7条第1号ア(ii)、同号(iv)及び(v)並びに同号イからカまでの規定は認証保育所B型について準用する。

(食事の提供の特例)

第9条 第7条第1号オ(i)の規定にかかわらず、3歳児以上に対する食事の提供については、設備運営基準第32条の2の規定を準用するものとする。

(保育料)

- 第10条 保育を必要とする児童に対する基本保育時間にかかる保育料(以下「基本保育料」という。)は、基本保育時間内の人件費、給食代、おやつ代、保育材料費、光熱水費、施設の管理費等の経費とする。
- 2 基本保育料については、補助金等の収入を勘案し保護者の保育料負担の軽減に努める とともに、適切な額を設定すること。なお、基本保育料は第2条第4号から第8号に掲 げる児童ごとに設定するものとする。
- 3 延長保育料、その他の事業料、入所する際の一時的な入会金、設備整備費等について は、利用者の理解を得たうえで、適切な額を設定することができるものとする。
- 4 保育料について、設定時及び変更時に市長に報告するものとする。 (認証手続)
- 第11条 認証を受けようとする設置者は、市が指定する申請期間中に「船橋市認証保育 所認証申請書」(第1号様式) に必要書類を添えて市長へ提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、認証の適否を審査するものとする。なお、市長 は、必要に応じて施設の現地調査を実施することができる。
- 3 市長は、第1項による申請があった内容を承認するときは、設置者に対し「船橋市認 証保育所認証内定通知書」(第2号様式)で通知するものとする。
- 4 市長は、第1項により申請があった内容を承認しなかったときは理由を付して、その 旨を設置者に対し「船橋市認証保育所認証不承認通知書」(第3号様式)で通知するもの とする。
- 5 第3項により内定を受けた設置者は、承認された内容の履行後に、「船橋市認証保育所開始準備完了届」(第4号様式)に必要書類を添えて市長へ提出し、検査を受けるものとする。なお、事業開始承認日までに検査が完了しない場合は、第3項による内定を取り

消し認証しないものとし、設置者に対し「船橋市認証保育所内定取消通知書」(第5号様式)で通知するものとする。

- 6 市長は、前項により届け出された事項が、第3項で内定した内容のとおりであること を確認したときは認証するものとし、設置者に対し「船橋市認証保育所認証通知書」(第 6号様式)で通知するものとする。
- 7 市長は、第5項により届け出された事項が、第3項で内定した内容のとおりでないと きには、内定を取り消し認証しないことができるものとする。その場合には理由を付し て、設置者に対し「船橋市認証保育所内定取消通知書」(第5号様式)で通知するものと する。

(辞退、廃止又は休止)

第12条 設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長と事前協議のうえ辞退、 廃止又は休止しようとする日の6月前までに「船橋市認証保育所辞退・廃止・休止願」 (第7号様式)を市長へ提出するものとする。また、設置者は第1号の規定による辞退、 廃止又は休止をしようとするときは、当該提出のあった日の前1月以内に保育の提供を 受けていた者であって、当該辞退、廃止、又は休止する日以後においても引き続き保育 の提供を希望する者に対し、必要な保育が継続的に提供されるよう、他の施設の設置者 その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

なお、事前に利用者への説明会を実施する等し、周知及び理解を図るものとする。

- (1) 認証を辞退しようとするとき。
- (2) 認証保育所を廃止しようとするとき。
- (3) 認証保育所を休止しようとするとき。なお、休止とは原則として1年を超えない期間において再開できる場合をいう。
- 2 市長は、前項により届け出された事項について、承認するときは設置者に対し「船橋 市認証保育所辞退・廃止・休止承認通知書」(第8号様式)で通知するものとする。
- 3 設置者は、休止した認証保育所を再開しようとするときは、市長と事前協議のうえ「船 橋市認証保育所再開願」(第9号様式)に必要書類を添えて市長へ提出するものとする。
- 4 市長は、前項により届け出された事項について、承認するときは設置者に対し「船橋 市認証保育所再開承認通知書」(第10号様式)で通知するものとする。

(認証内容の変更)

第13条 設置者は、認証を受けた次の各号のいずれかの内容を変更するときは、事前に

市長と協議のうえ「船橋市認証保育所認証内容変更申請書」(第11号様式)に必要書類 を添えて市長へ提出するものとする。

なお、事前に利用者への説明会を実施する等し、周知及び理解を図るものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置者の名称及び所在地
- (3) 施設長の氏名及び住所
- (4) 建物・設備及び屋外遊戯場の規模構造又は定員
- (5) 園舎敷地・建物の使用に係る権利関係
- (6) 保護者負担金等
- (7) 施設の開所時間等、その他運営上の重要事項
- 2 市長は、前項により届け出された事項について、承認するときは、設置者に対し「船 橋市認証保育所認証内容変更承認通知書」(第12号様式)で通知するものとする。 (認証取消)
- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由を付して設置者に対し「船橋市認証保育所認証取消通知書」(第13号様式)で通知することにより、認証を取り消すことができるものとする。
 - (1) 保育内容や設備等に重大な過失があったとき。
 - (2) 認証保育所が認証の基準に適合しなくなったとき。
 - (3) 虚偽の申請やその他不正の事実が判明したとき。
 - (4) 船橋市認証保育所運営費補助金交付要綱の規定に違反したとき。
 - (5) 改善勧告をしたにもかかわらず改善が図られないとき。
 - (6) その他、取り消すことが適当であると認められるとき。

(調査及び指導等)

- 第15条 市長は、認証保育所に対し少なくとも年1回以上、保育及び運営内容等について、財務諸表(他事業分を含む。)及び帳簿書類その他必要な事項を調査(施設立入調査を含む。)し、口頭及び文書により指導し、監督するものとする。
- 2 設置者は、調査及び指導監督に応じるものとする。なお、調査及び指導監督の全部又は一部を、市が第三者に委託した場合は、市は調査及び指導監督にかかる必要な事項を 市が委託した第三者へ提供できるものとする。
- 3 市長は、保育及び運営内容等に問題があると認められる認証保育所に対し、必要に応

じ文書により改善勧告を行うものとする。

4 前項の勧告を受けた設置者は、1月以内に改善状況又は改善計画を文書にて報告する ものとする。なお、3月以内に改善できない場合は、第14条の規定による認証の取り 消しを行うものとする。

(秘密保持等)

- 第16条 設置者は、本事業により知り得た秘密(入所児童又はその家族の個人情報を含む)を漏らし、又は不当な目的に使用してはならないものとする。
- 2 前項の規定は、認証保育所の廃止・休止及び取り消し以降の期間についても適用するものとする。
- 3 設置者は、職員が本事業により知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(書類の整備)

第17条 設置者は、本事業にかかる予算及び決算の内容を明らかにした調書を作成し、 これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。また、これを市長に報告する とともに保護者等の閲覧に供すること。

(会計処理)

第18条 設置者は、本事業に関する補助金、保護者負担金及びその他の収入により適正 な運営を行い、決算上の剰余金は下記を目安として、将来発生する修繕費用等に使用す るための積立金・引当金として処理をしなければならない。

(運営委員会)

- 第19条 設置者は本事業の運営及び提供する保育内容等について利用者から意見を聴取するため、次に掲げるところに従い運営委員会(以下「委員会」という。)を設置すること。
 - ア 委員会の委員は6人以上とし、保育事業について知識経験を有する者、利用者及び 施設長を含むものとする。ただし、委員は施設長を含め施設職員を3人以上含めない ものとする。
 - イ 委員会の議決事項は、予算、決算、事業計画、事業報告その他の本事業に係る重要 事項とすること。

- ウ 委員会の会議は、年2回以上開催すること。
- エ 委員会の会議については、議事録を整備すること。

(入所の応諾義務)

- 第20条 設置者は、認証保育所の利用者を限定せず、広くかつ公平に市民の利用に供することとし、入所の申し込みがあったときは、次の各号に掲げる場合を除き当該申し込みを拒否できないものとする。
 - (1) 定員に空きがない場合
 - (2) 定員を超える申し込みがあった場合
 - (3) その他やむを得ない事情がある場合
- 2 前項第2号の場合であって入所する児童を選考するときは、公正な方法により行うこととし、選考方法等を公表すること。

(苦情への対応)

第21条 保護者等からの児童の保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。

(遵守事項)

- 第22条 設置者は、施設運営にあたって、次の各号を遵守するものとする。
 - (1) 本事業を第三者に委託しないこと。ただし、調理業務委託基準に準じて調理業務を第三者に委託する場合はこの限りでない。
 - (2) 過失により、利用者等に損害を与えた場合は、これを賠償するものとし、これ に十分な賠償責任保険に加入すること。

(補助金)

第23条 認証保育所に交付する補助金に関しては、市長が別に定める。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。(一部改正)

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。(一部改正)

(認証基準の非常災害に関する経過措置)

2 第7条第1号カ(i)に規定する防火管理者が認証保育所開始時点に定められない場合で、設置者により火災や災害等に対応する十分な計画が作成されている場合は、認証保育所の開始後1年以内に防火管理者を定め消防計画を作成するとともに届け出ることを条件に、本事業を実施することができる。

(認証保育所 B型に関する経過措置)

3 第7条第2号ア(ii)に規定する研修を修了した者については、認証保育所B型を開始した日又はその者を雇用した日のいずれか遅い日から1年以内に市長の指定する研修を修了する者とする。

(認証保育所の事業類型に関する経過措置)

4 平成27年9月30日以前に市長が認証した認証保育所は認証保育所A型とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(一部改正)
 - (保育士配置に関する経過措置)
- 2 第7条第1号ア(iii)及び同条第2号ア(ii)に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該認証保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下、この項において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である認証保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認証保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 3 当分の間、第7条第1号ア(iii) ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同号ア(iii) の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士

に加えて、市長が認める者を置かなければならない。

- 4 当分の間、第7条第1号ア(iii)に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教 論若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第 147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなす ことができる。
- 5 当分の間、通常保育時間を通じて必要となる保育従事者の総数が、当該認証保育所に係る定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第7条第1号ア(iii)に規定する保育士の数の算定については、市長が認める者を、通常保育時間を通じて必要となる保育従事者の総数から定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 6 前2項の規定を適用するときは、保育士(附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないものとした場合の第7条第1号ア(iii)の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。
- 7 附則第3項及び第5項に規定する市長が認める者とは、次の各号に掲げる者をいう。
 - (1) 子育て支援員研修(子育て支援員研修事業の実施について(平成27年5月2 1日付雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定め る子育て支援員研修のことをいう。)の地域保育コース(地域型保育に分類される ものをいう。)を修了した者
 - (2) 家庭的保育者
 - (3) 市長の指定する研修を修了した者(認証保育所A型を開始した日又はその者を 雇用した日のいずれか遅い日から1年以内に市長の指定する研修を修了する者 を含む。)
 - (4) 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(一部改正)

(施行期日)

附則

この要綱は、平成29年9月15日から施行する。(一部改正)

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。(一部改正)

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。(一部改正)

附則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。(一部改正)

附則

この要綱は、令和6年2月6日から施行し、令和5年5月1日から適用する。(一部改正)

別表第1

区分	保育の利用期間
ア 1月において、64時間以上労働すること	小学校就学の始期に達するまでの期
を常態とすること。	間。
イ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神	
若しくは身体に障害を有していること。	
ウ 同居の親族(長期間入院等をしている親族	
を含む。)を常時介護又は看護していること。	
エ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に	
当たっていること。	
オ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12	
年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を	
行っている又は再び行われるおそれがあると	
認められること。又は配偶者からの暴力の防止	
及び被害者の保護等に関する法律(平成13年	
法律第31号)第1条に規定する配偶者からの	

暴力により児童の保育を行うことが困難であ ると認められること。 カ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 出産月の前2月(多胎妊娠の場合は出 産月の前4月)から出産日から起算し て8週間を経過する日の翌日が属する 月の末日までの期間。 キ 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に 求職活動を開始した日から起算して9 0日を経過する日が属する月の末日ま 行っていること。 での期間。 保護者の卒業予定日又は修了予定日が ク 学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1条に規定する学校、同法第124条に規定す 属する月の末日までの期間。 る専修学校、同法第134条第1項に規定する 各種学校その他これらに準ずる教育施設に在 学していること。又は職業能力開発促進法(昭 和44年法律第64号) 第15条の7第3項に 規定する公共職業能力開発施設において行う 職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定 する職業能力開発総合大学校において行う同 項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又 は職業訓練の実施等による特定求職者の就職 の支援に関する法律(平成23年法律第47 号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その 他の職業訓練を受けていること。 ケ 育児休業をする場合であって、当該保護者 左欄に掲げる区分に該当するものとし の当該育児休業に係る児童以外の児童が当該 て市長が認めた期間。 育児休業の間に認証保育所を利用することが 必要であると認められること。 コ 育児休業をする場合であって、当該保護者 月の1日から15日までの間に就業を の当該育児休業に係る児童が当該育児休業終 開始する場合は当該月の前月1日から

了後に認証保育所を利用することが必要であると認められ、かつ、育児休業終了後に当該保護者が1月において、64時間以上労働することを常態とすること。

就業を開始する日の前日まで。 月の16日から末日までの間に就業を 開始する場合は当該月の1日から就業

を開始する日の前日まで。

年 月 日

船橋市長あて

船橋市認証保育所認証申請書

設置者 所在地 名 称

代表者名

EI

船橋市認証保育所 型の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

[認証を受けたい認可外保育施設]

名 称	
所在地	
定員	
管理者氏名	
設置年月日	

第 号年 月 日

船橋市認証保育所認証内定通知書

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった、船橋市認証保育所 型として認証することについて、下記のとおり内定したので通知します。

記

1 認証することが内定した認可外保育施設

名 称	
所在地	
定員	

- 2 事業開始承認予定年月日 年 月 日
- 3 認証の条件

 第
 号

 年
 月

 日

船橋市認証保育所認証不承認通知書

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった、船橋市認証保育所として認証することについて、 下記のとおり不承認とするので通知します。

記

1 認証することを不承認とした認可外保育施設

名 称	
所在地	

2 理由

船橋市長あて

		船橋	市認証保育	育所開始!	準備完了/	届		
		設置者	所在地					
			名 称					
			代表者	名				
白	F 月 日	付けの第	号で通知	された、タ	沿橋市認	証保育所の詞	認証内定につい	ハて
下言	己のとおり開始	する準備が完	記了したの	で必要書	類を添え	て届け出ま	きす。	
				記				
1	認証保育所を	開始する準備	請が完了し	た認可外	保育施設	L C		
	名 称							
	所在地							
	定員							
2	事業開始承認	予定年月日		年	月	日		

年 月 日

第 号年 月 日

船橋市認証保育所認証内定取消通知書

様

船橋市長

年 月 日付け 第 号で通知した、船橋市認証保育所の認証内定について、下記のとおり取り消し認証不承認とするので通知します。

記

1 認証することの内定を取り消す認可外保育施設

名称	
所在地	

2 理由

 第
 号

 年
 月

 日

船橋市認証保育所認証通知書

様

船橋市長

下記のとおり認可外保育施設を、船橋市認証保育所 型として認証する。

記

名称	
所 在 地	
定員	
認証開始年月日	
設 置 者	
管理者氏名	
認証番号	

年		
+-	月	日

船橋市長あて

船橋市認証保育所辞退·廃止·休止願

設置者 所在地 名 称

代表者名

(EII)

年 月 日付け 第 号で通知された、船橋市認証保育所の認証について、 下記のとおり (辞退・廃止・休止)したいので願い出ます。

記

1 認証を (辞退・廃止・休止) したい認証保育所

名 称	
所在地	
定員	

- 2 辞退・廃止・休止予定年月日 年 月 日
- 3 辞退・廃止・休止したい理由

 第
 号

 年
 月

 日

船橋市認証保育所辞退・廃止・休止承認通知書

様

船橋市長

年 月 日付けで願のあった、船橋市認証保育所の認証について、下記のとおり (辞退・廃止・休止)を承認するので通知します。

記

1 認証の (辞退・廃止・休止) を承認する認証保育所

名 称	
所在地	
定員	

- 2 辞退・廃止・休止予定年月日 年 月 日
- 3 承認の条件

年	月	E
+	刀	⊢

船橋市長あて

船橋市認証保育所再開願

設置者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け 第 号で通知された、船橋市認証保育所の認証休止について、 下記のとおり再開したいので必要書類を添えて願い出ます。

記

1 認証を再開したい認証保育所

名称	
所在地	
定員	

- 2 再開予定年月日
 年 月 日
- 3 再開したい理由

第		号
年	月	Е

船橋市認証保育所再開承認通知書

様

船橋市長

年 月 日付けで願のあった、船橋市認証保育所の認証について、下記のとおり 再開を承認するので通知します。

記

1 認証の再開を承認する認証保育所

名称	
所在地	
定員	

- 2 再開予定年月日
 年 月 日
- 3 再開の条件

年	月	日
—	71	Н

船橋市長あて

船橋市認証保育所認証内容変更申請書

設置者 所在地

名 称

代表者名

(EJI)

船橋市認証保育所の認証内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 認証内容を変更したい認証保育所

名 称	
所 在 地	
認証開始年月日	

- 2 変更事項
- 3 変更内容
 - (1)変更前
 - (2) 変更後
- 4 変更理由
- 5 変更年月日

第		号
年	月	日

船橋市認証保育所認証内容変更承認通知書

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった、船橋市認証保育所の認証内容の変更について、 下記のとおり承認するので通知します。

記

1 認証内容の変更を承認する認証保育所

名称	
所在地	

- 2 変更内容
- 3 変更年月日 年 月 日

 第
 号

 年
 月

 日

船橋市認証保育所認証取消通知書

様

船橋市長

年 月 日付け 第 号で通知した、船橋市認証保育所の認証について、下 記のとおり取り消すこととするので通知します。

記

1 認証を取り消す認証保育所

名 称	
所在地	

2 理由